



産業振興奨励金

企業振興促進条例

産業振興人材育成

地域商業の活性化

異業種連携

農業後継者サポート

食ブランド開発

森林環境保全整備

魅力あるイベント

エルム高原の充実

未来へ踏み出すプロジェクト

第5次赤平市総合計画に掲げ

32・1841までお願いします。

ている「まちづくり重点プロジェクト」の一つであります「産業振興」。社会経済情勢の変化に対応した地場産業の強化をはかるため、地域の特性や豊かな資源を活かしながら、既存産業と新産業等の振興につとめるとともに、経営安定化や担い手の育成をすすめる地域経済の発展をめざします。まちの再生元年となる平成24年度「産業振興プロジェクト」取り組みを掲載していきます。

企業振興促進条例改正

新産業の創出や雇用の確保に多くの企業が活用していた産炭地基金の残高も残りが限られていることから、赤平市として新たな振興策として、企業振興促進条例を改正し、現在の厳しい経済情勢の中、地域を支える企業に対し支援してまいります。現行の投資額に対する助成率や課税免除の期間、また雇用に対する助成額などさらに充実した内容に改正します。詳しくは、5月号広報にてお知らせします。お問い合わせは、商工労働観光課 ☎

チャレンジ・アレンジ 産業振興奨励金創設

既存制度であります「新製品開発奨励規則」については、新製品の開発に特化したもの、また、上限額も50万円となっており、利用がない状態でした。企業ニーズを踏まえ、既存製品の改良や産官学連携共同事業、販路拡大への取り組みなどチャレンジやアレンジする意欲ある事業に対し、奨励金を創設し支援してまいります。詳しくは、5月号広報にてお知らせします。お問い合わせは、商工労働観光課 ☎ 32・1841までお願いします。

産業振興人材育成

これからの企業を支えていく人財を育成するため、各参加企業からメンバーを募り、企画、行動、評価のサイクルを学ぶ、実践型トレーニングプログラムを実施します。

市役所等の職員を名乗る

「還付金等詐欺」にご注意を！

■市役所職員を騙る詐欺の発生

千歳市内にて市役所職員を名乗る男による詐欺事件(被害額80万円)が発生しました。2月23日午後1時頃、千歳市内の高齢女性宅に、犯人から「固定資産税の未払いで、追徴金を払わなくてはならない。」等と電話がありました。その後犯人が訪れ、被害者を郵便局まで車に乗せて連れて行き、貯金を引き出させた後、その現金を騙し取って逃げています。

■税務署員を名乗る不審電話

2月22日午前11時頃、恵庭市内の高齢の女性宅に、税務署員を名乗る男から「税金が多く引き落とされています。口座からお金を全部おろしてください。」等の不審電話がありました。当初、この女性は相手の言葉を信じ、銀行に出かけようとしたが、その後、執拗に催促の電話があったことから、不審に思っ家族に相談したことにより被害に遭わずに済みました。

■市役所職員を騙る詐欺の発生

1月30日に江別市内において、市職員を名乗る男が、「固定資産税を非課税にする」などと嘘を言い、70歳代女性を銀行に誘導するなどして現金50万円をだましとる事件が発生しています。

市役所等の職員を名乗り、医療費や社会保険料等の還付金手続のためにＡＴＭへ誘導して送金させる「還付金等詐欺」が道内で増加しています。市役所等の職員を名乗っても、必ず身分証明書を確認しましょう。また、その場で直接現金を要求する話は詐欺を疑い、ご家族や消費生活相談室または警察署に相談し、被害にあわないように充分注意しましょう。

赤平市消費生活相談室 ☎ 32・1833



あかびら まちづくり フォトコンテスト

作品大募集

あかびらには四季折々の自然が楽しめる空間がいっぱいです。あなたが感じる「あかびら」を写真に収めて応募してみませんか。



募集期間

平成24年4月1日～平成25年2月15日

テーマ

大人の部 あかびらの四季
子どもの部 僕の私のあかびら ※小学生以下とします。

表彰

	大人の部	子供の部
金賞	1点 副賞2万円相当の品	1点 副賞5千円相当の品
銀賞	1点 副賞1万円相当の品	1点 副賞3千円相当の品
銅賞	1点 副賞5千円相当の品	1点 副賞2千円相当の品
四季賞	4点 副賞5千円相当の品	5点 副賞1千円相当の品

応募・問合せ 企画財政課企画調整係 ☎32-1834

※詳しくは、ホームページ(<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/photocon/>)をご覧ください。

市内に事業所があり建設業の許可を持った業者または個人事業者が施工を行う工事（太陽光発電システム設置は除く）

助成要件

- 本市に住所を有している者（老朽住宅除却工事は除く）
- 市税などの滞納がない者（対象世帯全員）
- 同一住宅及び同一人につき1回限り

対象者

本市で自己が所有し、現に居住している住宅（併用住宅の場合）は居住部分に限る）

対象住宅

赤平市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行う場合、工事費の一部を助成します。

24年度
受付開始

住宅リフォームなどを

応援します！



注意

助成対象とならない工事
付属車庫や物置、門、塀、ローヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

資格・内容等の審査がありま
すので、必ず事前に申請手続き
をしてから工事に着手してくだ
さい。工事着手後の申請は受付
できませんのでご注意ください。



まずはお気軽に
ご相談下さい！

実施期間

平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで

申込・問合せ先

赤平建設業協会 ☎32-2549
市役所建設課建築指導担当

☎32-1844

助成内容	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kw あたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※()内は18歳未満の子供が同居して子育てしている世帯
老朽住宅除却工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物